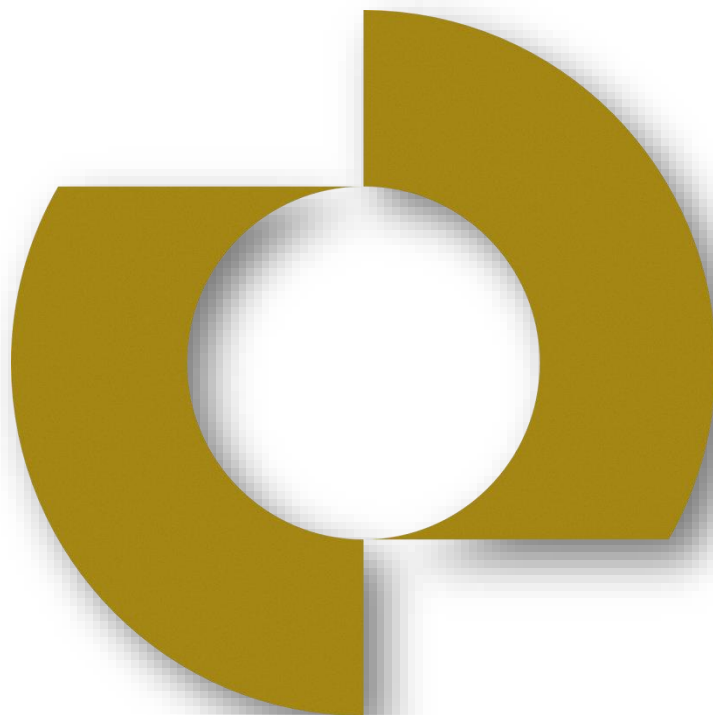


(別記様式第1号)

計画作成年度	平成25年度
計画改定年度	平成28年度
計画変更年度	平成29年度
計画変更年度	平成30年度
計画改定年度	令和元年度
計画変更年度	令和2年度
計画改定年度	令和4年度
計画主体	出雲崎町

出雲崎町鳥獣被害防止計画



【連絡先】

担当部署名 : 産業観光課 農林水産係
所在地 : 新潟県三島郡出雲崎町大字川西140
電話番号 : 0258-78-2295 (直通)
FAX番号 : 0258-41-7322
メールアドレス : nourin@town.izumozaki.niigata.jp

(別記様式第1号)

1. 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス類、ゴイサギ、アオサギ、ノウサギ、イノシシ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	新潟県三島郡出雲崎町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和2年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)
カラス類※1	—	—	—
ゴイサギ※1			
アオサギ※1			
ノウサギ※2	—	—	—
イノシシ※3	水稲	3.33	429.9
合計	—	3.33	429.9

※1 越後さんとう農業協同組合、農家への聞き取り調査による。

※2 中越よつば森林組合への聞き取り調査による。

※3 新潟県農業共済組合中越支所、農家への聞き取り調査による。

(別記様式第1号)

(2) 被害の傾向

本町は、新潟県のほぼ中央に位置し、町の総面積は 44.38 k m²で、このうち山林面積が約 69.1%を占めている。農林業従事者等の高齢化や担い手不足、集落の過疎化等による耕作放棄地の拡大と、未整備森林の増加等に伴い、近年、有害鳥獣が出没し農作物等への被害が発生している。

特に、イノシシについては、山間部の集落において水田の踏み荒らしや畔の掘り返し等の被害が発生し、今後、隣接の市から大量の流入が予想され、被害が拡大するおそれがある。

カラス類やゴイサギ及びアオサギによる農作物等への被害については、捕獲活動により減少している。

(3) 被害の軽減目標

指 標	被害面積 (ha)		被害金額 (万円)	
	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)
カラス類	—	—	—	—
ゴイサギ				
アオサギ				
ノウサギ	—	—	—	—
イノシシ	3.33	2.99	429.9	386.9
合計	3.33	2.99	429.9	386.9

(別記様式第1号)

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none">・町単独事業により猟友会が銃器を使用し、カラス類やゴイサギ及びアオサギ、ノウサギ等の捕獲活動を実施。・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して、くくりわな等を導入し、猟友会がイノシシの捕獲活動を実施。・効果的な被害対策を実施するため、有害鳥獣の特性や捕獲方法等についての研修会の実施。・冬期の捕獲活動において、新潟県農業共済組合中越支所と協力し、空撮ドローンを活用した効果的な巻き狩りを実施。	<ul style="list-style-type: none">・猟友会員の高齢化、担い手不足により、捕獲活動体制の整備が必要。・イノシシの捕獲に関して経験が不足しているため、被害防止技術等に関する知識の普及等が必要。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none">・鳥獣被害防止総合対策交付金及び中山間地域所得向上支援事業を活用して、被害を受けた集落に電気柵を設置。・専門家による電気柵機能診断調査を実施し、侵入リスク等の洗い出し結果を集落へフィードバックした。	<ul style="list-style-type: none">・被害箇所が電気柵未設置区へ移動するため、各集落の被害状況を踏まえ、引き続き電気柵設置の推進が必要。
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none">・未整備森林、耕作放棄地の適正な管理や放任果樹の除去、被害防止に関する知識及び出没時の情報提供について、町広報やホームページ、パンフレットを通じて普及啓発活動を実施した。	<ul style="list-style-type: none">・高齢化により、放任果樹の除去など対策の担い手確保が困難。

(別記様式第1号)

(5) 今後の取組方針

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・引き続き、出雲崎猟友会を中心とした鳥獣被害対策実施隊を設置し、有害鳥獣捕獲を行い、捕獲体制の強化を図る。・効果的な被害対策を実施するため、地域ぐるみの被害防除や捕獲等に関するイノシシ対策勉強会を開催し、知識の普及を行う。・安全で効果的なわな等による捕獲を推進するとともに、新たな担い手育成対策として狩猟免許の取得を支援する。・電気柵について、集落等と協議を進め、設置を推進し、農作物等の被害拡大防止を図る。 |
|---|

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

関係機関	役割
鳥獣被害対策実施隊 【H28年6月設置】 (出雲崎猟友会)	<ul style="list-style-type: none">・町等の捕獲依頼に基づき、有害鳥獣の捕獲を行う。捕獲実施時には、従事者の安全を十分配慮し、事故防止の徹底を図る。
出雲崎町	<ul style="list-style-type: none">・町単独事業による鳥獣被害対策実施隊、猟友会への有害鳥獣の捕獲依頼。・農作物等の被害が発生した場合には、速やかに現地確認を行い、関係機関へ連絡する。また、鳥獣被害対策実施隊、猟友会と連携し、有害鳥獣の捕獲を実施する。

(別記様式第1号)

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥類	取組内容
令和4年度	・カラス類 ・ゴイサギ ・アオサギ ・ノウサギ ・イノシシ	・鳥獣被害対策実施隊、猟友会による銃器及びわな等による捕獲、巡回、追い払いの実施 ・捕獲技術向上のための研修会の実施
令和5年度	同 上	同 上
令和6年度	同 上	同 上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
・わな及び銃器による捕獲を実施しており、令和2年度の有害鳥獣捕獲実績は、カラス類28羽、アオサギ28羽、イノシシ45頭となっており、今後とも有害鳥獣の捕獲を実施する。 ・カラス類、ゴイサギ、アオサギ、ノウサギについては、被害は少ないが、被害の未然防止のため、今後も捕獲を継続する。 ・イノシシについては、山間部の集落において水田の踏み荒らしや畔の掘り返し等の被害が多発しており、繁殖力も高く積極的な捕獲が必要なため、令和4年度から令和6年度までの捕獲計画数を50頭に設定して捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
カラス類	150羽	150羽	150羽
ゴイサギ	15羽	15羽	15羽
アオサギ	50羽	50羽	50羽
ノウサギ	10羽	10羽	10羽
イノシシ	50頭	50頭	50頭

(別記様式第1号)

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none">・カラス類、ゴイサギ、アオサギ、ノウサギ 捕獲手段：銃器による捕獲 実施時期：4月下旬から6月中旬、2月中旬から3月下旬 捕獲予定場所：出雲崎町全域・イノシシ 捕獲手段：わな及び銃器による捕獲 実施時期：通年（狩猟期間含む） 捕獲予定場所：出雲崎町全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<ul style="list-style-type: none">・イノシシについては、わな又はライフル銃以外の銃による捕獲を基本とするが、これらの方法で捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力が高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	電気柵（ほ場柵） 延長： 2,040m×2段	電気柵（ほ場柵） 延長： 2,000m×2段	電気柵（ほ場柵） 延長： 2,000m×2段

※当該年度に地域の合意や被害の状況によって整備距離が変更される可能性がある。

(別記様式第1号)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年 度	対象鳥類	取組内容
令和4年度	・イノシシ	・地域住民、耕作者による電気柵の設置、管理 ・必要に応じ専門家による機能診断を実施し、電気柵の機能を維持
令和5年度	同 上	同 上
令和6年度	同 上	同 上

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	・カラス類 ・ゴイサギ ・アオサギ ・ノウサギ ・イノシシ	・未整備森林、耕作放棄地の適正な管理や放任果樹の除去、被害防止に関する知識及び出没時の情報提供について、町広報やホームページ、パンフレットを通じて普及啓発活動を実施する。 ・被害が発生している集落を対象に、イノシシ対策勉強会を開催し、集落ぐるみの被害防除や環境整備、捕獲についての知識を普及する。
令和5年度	同上	同上
令和6年度	同上	同上

※勉強会の開催については集落の被害状況や要望による。

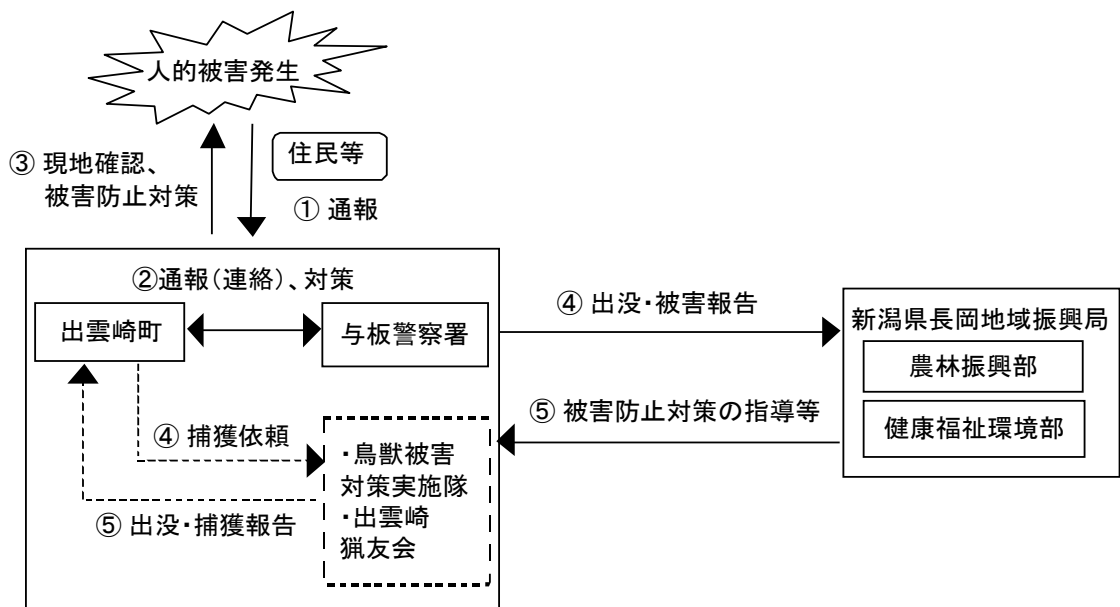
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(別記様式第1号)

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
与板警察署	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策の指導等 有害鳥獣の捕獲実施時の事故防止
新潟県長岡地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策の指導等
鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の捕獲
出雲崎猟友会	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の捕獲
出雲崎町	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の捕獲依頼 関係機関との連絡調整 被害防止対策の実施

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、現場の捕獲責任者において殺処分後に土中埋設するなど、適切に処理するものとする。

(別記様式第1号)

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	—
ペットフード	—
皮革	—
その他 (油脂、骨製品、角製品、 動物園等でのと体給餌、学 術研究等)	—

(2) 処理加工施設の取組

—

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	出雲崎町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
越後さんとう農業協同組合	・ 農作物等の被害情報の収集 ・ 被害防止対策の普及啓発
新潟県農業共済組合 中越支所	・ 農作物等の被害情報の収集 ・ 被害防止対策の普及啓発
中越よつば森林組合	・ 森林被害情報の収集 ・ 被害防止対策の普及啓発
鳥獣被害対策実施隊	・ 有害鳥獣の捕獲、点検、見回り活動 ・ 出没情報や捕獲情報の提供
出雲崎猟友会	・ 有害鳥獣の捕獲、点検、見回り活動 ・ 出没情報や捕獲情報の提供
鳥獣保護管理員	・ 鳥獣及び鳥獣保護に関する情報の提供

(別記様式第1号)

出雲崎町	<ul style="list-style-type: none">・協議会事務局の運営・関係機関との連携協力・被害情報、出没情報、捕獲情報の収集・被害防止対策の普及啓発
出雲崎町農業委員会	<ul style="list-style-type: none">・関係機関との連携協力・被害防止対策の普及啓発

(2) 関係機関に関する事項

関係機関等の名称	役割
新潟県長岡地域振興局 農林振興部	<ul style="list-style-type: none">・被害防止対策の助言等・協議会における事業への指導等
新潟県長岡地域振興局 健康福祉環境部	<ul style="list-style-type: none">・被害情報、出没情報、捕獲情報の提供・協議会における事業への指導等
与板警察署	<ul style="list-style-type: none">・有害鳥獣の捕獲実施時の事故防止・協議会における事業への指導等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成28年6月に「出雲崎町鳥獣被害防止対策実施隊」を設置し、被害防止対策として捕獲活動等を実施している。
実施隊の構成：23名（令和4年度）
（出雲崎猟友会【17名】、農業委員・農地利用最適化推進委員【6名】）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

野生鳥獣に関する有識者から鳥獣被害防止対策の指導、助言及び有害鳥獣関連情報提供を受ける。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

住民の生命、身体に対する危害の発生防止、農作物被害の発生防止のために、出雲崎町鳥獣被害防止対策協議会と関係機関が連携し、被害防止対策に関する情報を共有するとともに、地域が一体となった有効な被害防止対策を推進する。